

令和3年度税制改正(所得税)の主な内容

1. 控除期間を13年間とする住宅ローン控除特例の延長

住宅の取得等に係る消費税が10%の場合に、下表の契約時期及び入居時期を要件として、住宅ローン控除の特例が受けられる。

種類	契約時期	入居時期
注文住宅	令和2年10月1日～ 令和3年9月30日	令和4年12月31日まで
分譲住宅、既存住宅、増改築等	令和2年12月1日～ 令和3年11月30日	

2. 住宅ローン控除特例における床面積要件の緩和

上記1. 住宅ローン控除特例は、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円以下の場合に限り、床面積が40㎡以上～50㎡未満の物件においても適用可能とする。

	原則	改正案(緩和)
床面積	50㎡以上	40㎡以上50㎡未満
対象者	合計所得金額3,000万円以下	合計所得金額1,000万円以下

上記の1. 及び2. について、住宅ローン控除の特例を受ける場合の、その他の要件等は、現行の要件等と同様とする。

3. 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の役員等でない者の退職金について、その収入金額から、退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分の金額については、2分の1課税を適用しない。

<改正案>

勤続年数	役員等	従業員	
	—	退職所得300万円 以下の部分	退職所得300万円 超の部分
5年以下	2分の1課税なし	2分の1課税あり	2分の1課税なし
5年超	2分の1課税あり		2分の1課税あり

枠内が、退職所得の2分の1課税について、適用ありから「なし」に変更予定

適用時期:

令和4年分以後の所得税について適用する。

4. スイッチOTC医薬品控除(医療費控除の特例)の延長

(1) 本特例の対象となる医薬品の範囲について見直しを行った上で、適用期限を5年延長する。

(2) 健康診査等の健康の保持増進及び疾病予防の取り組みを行ったことを明らかにする書類については、確定申告書への添付又は提示を不要とする。

適用時期:

令和4年分以後の所得税について適用する。